

○三鷹市社会教育委員条例

昭和34年11月 1 日条例第29号

改正

平成26年 3 月10日条例第 2 号

平成28年10月 1 日条例第25号

三鷹市社会教育委員条例

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、三鷹市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

一部改正〔平成26年条例 2 号・28年25号〕

(職務)

第 2 条 委員は、法第17条に定めるところにより、社会教育に関する諸計画の立案、研究調査、意見提出等の職務を行う。

2 委員は、法第13条に規定する社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項について、調査審議を行う。

全部改正〔平成28年条例25号〕

(組織)

第 3 条 委員は、学識経験を有する者、社会教育を含む生涯学習及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに一般市民の中から、三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

全部改正〔平成28年条例25号〕

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

全部改正〔平成28年条例25号〕

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

追加〔平成28年条例25号〕

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

一部改正〔平成26年条例2号・28年25号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三鷹市社会教育委員である者は、この条例による改正後の三鷹市社会教育委員条例第2条第1項の規定により委嘱された三鷹市社会教育委員とみなす。

附 則（平成28年10月1日条例第25号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(三鷹市社会教育委員の任期の特例)

- 4 この条例の公布の日から施行日までの間に委嘱される三鷹市社会教育委員の任期は、前項の規定による改正後の三鷹市社会教育委員条例第4条の規定にかかわらず、2年以内の範囲で教育委員会が別に定めることができる。